# 栃木市市民会議 会議要旨

会議名:全体会

日 時:令和元年5月29日(水) 午後7時から午後7時45分

会 場:市役所 正庁

出席者数:39名 事務局:10名

#### 1 開会

### 2 あいさつ (三橋会長)

団体推薦で初めてご出席の方もおられますので、市民会議の紹介をさせていただくと、平成24年10月1日に施行された自治基本条例の第44条に市民会議を置くという条文があり、市民会議の根拠は、自治基本条例であります。

市民会議の役割は、自治基本条例を効果的に運用していくことと、市の総合計画の実績等成果についての評価を行い、市長に届けることであり、自治基本条例に関することと、総合計画に関することの二つの部会があり、全体会では必要に応じてその報告を行う仕組みになっています。

本日は、前年度の自治基本条例部会の条例を市民にわかりやすく、効果的に運用していくにはどうしたらよいかの検討結果について、報告があります。活発に発言をして、市民の力を行政に反映させていただければと思います。

#### 3 議事

#### (1) 令和元年度のスケジュールについて

事務局が資料に沿って説明

#### ≪質疑≫

委員:委嘱期限が9月なのは、なぜか?

会 長:平成24年10月1日の条例の施行で、市民会議は、平成25年10 月から始まっており、任期が1期2年、現在が3期目となる。団体推薦 の委員が5月の総会で新しく代わるので、年度切り替えだと間に合わな いことから、9月で終わって、10月スタートが慣例となっている。

#### (2) 自治基本条例部会中間報告について

前橋委員が資料に沿って報告

#### ≪質疑≫

委員:見出しの比較の一覧表で、栃木市だけとなっている項目は、一般的な項目がかなり含まれていると思うが、他の市の見出しにはないが条文には入っていることが多いのではないか。

事務局:見出しの栃木市のみあるもの、自然との共生の原則や交流などは、規

- 定内容の比較の中で、見出しにはないが他の見出しの条文の中に同じような規定が盛り込まれていないかを併せて検討した。自然との共生については、見出しにも、別の条文の規定にもなかった。
- 委員:人と自然との共生を基調としたまちづくりは、基本的な考え方かなと思うので、これが他の市で盛り込まれていないのは、少しイメージと違うので質問したが、含まれていないとうことで理解していいということですね。
- 事務局:比較した宇都宮市、日光市、真岡市、下野市については、規定としても盛り込まれていない。
- 児玉部会長:補足すると、環境との共生は、一般的な理念のように思われるが、自治基本条例の中で規定されている例は少なくて、別に環境基本条例、環境基本計画、総合計画で盛り込まれているケースは多い。実際、栃木市は、条文数、文字数が多く、他市と比べて情報量は多くなっている。個人的には、もう少しシンプルにした方がいいのではないかという思いもある。
  - 委員:市民自治、市民が主役ということで、細かく条文を増やし、当たり前の部分も書いてある。非常にいいと思うが、部会の中では、条文が多すぎて分かりにくいので、もう少し絞り込んで表現したほうがいいということとなった。
  - 委員:条例の書き方、表現の仕方に工夫が必要だと感じる。もう一点その他 の住民投票があるが、これも、栃木市にはないということか。かなり基 本的な事であると思うが。
  - 事務局: 栃木市が他市と違っているところは、住民投票条例を常設型で設けているということである。他の自治体は、条例をその度に作るので、その目的を明らかにするということであるが、栃木市は、住民投票条例の中に規定が盛り込まれているので、この条文は必要がなかった。
  - 委員:比較で4市を選んだのは、どのような趣旨で選んだのか?佐野市や小山市が含まれていないが。
- 児玉部会長:栃木県内で、全ての自治体が自治基本条例を作っているのではなく、 小山市は、まだ作っていない。佐野市は、制定されたばかりで実績がな いので、対象から外している。宇都宮市、日光市は、県内の早い時期に 制定した自治体。日光市は、合併市で栃木市と似ているので参考にした。 真岡市と下野市は、最近制定されたため、新しい傾向を掴むために選ん だ。
  - 会 長:児玉部会長、栃木市の自治基本条例制定時の話をご紹介していただけ ると委員の理解も進むと思われるが。
- 児玉部会長:栃木市の自治基本条例は、合併前の旧栃木市と旧大平町の自治基本条理を比較しながら検討していった。合併後であり各地域から、各代表者、関係者に参加いただき、非常に人数が多かったため、いくつかのグルー

プに分かれて、ワークシート作業を行い集約し作り上げた経緯があり、 多くの市民の意見が反映された条例になっている。

## 4 その他

閉会後の部会について事務局より案内

5 閉会